

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 7 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730048

研究課題名(和文) 障害者教育法におけるインクルージョンと適切性の概念について

研究課題名(英文) An Analysis of Concepts of Special Education Law-Inclusion and Appropriateness

研究代表者

今川 奈緒 (IMAGAWA, NAO)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：60509785

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：インクルーシブ教育の理念は、日本の障害児教育法制の法原理になったと考えられるが、それを構成する「共生・包容」と「教育の質・適切性」の保障、合理的配慮の解釈をめぐって混沌とした状況が続いている。たとえば、文科省は「インクルーシブ教育」、「合理的配慮」を制度に反映するにあたって、既存の制度を前提とした日本特有の意味づけを行っており、共生・包容の目的が後退せざるを得ない仕組みを想定していると考えられる。

本研究においては、アメリカの障害児教育法制におけるインクルーシブ教育、合理的配慮の在り方を素材として、文科省が示す「インクルーシブ教育」、「合理的配慮」の特殊性について分析を行った。

研究成果の概要(英文)：The Convention on the Rights of Persons with Disabilities states that States Parties shall ensure that “effective individualized support measures are provided in environments that maximize academic and social development, consistent with the goal of full inclusion” under the inclusive education system. In Japan, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) introduced an idea of the inclusive education into the system of Japanese Special Needs Education, but it did not aim at full inclusion.

This study clarifies that MEXT’s inclusive education is not consistent with the original goal of inclusive education. For the purpose, I shall compare the legal system of special education of Japan with that of the U.S..

研究分野：行政法、障害児教育法

 キーワード：障害児教育法 特別支援教育 インクルージョン インクルーシブ教育 合理的配慮 アメリカ合衆国
 障害者教育法(IDEA) 学校教育法 適切性

1. 研究開始当初の背景

(1)背景

2012年の研究開始当初、2008年に発効した障害者権利条約の批准を目指し、国内法の整備が進められていた。障害児教育法の領域においては、権利条約のインクルージョンと合理的配慮の理念を、日本法のなかにかにに取り入れるかということが主要な問題であった。

当時、日本の障害児教育法制においては、義務教育の段階で、障害を有する児童は、原則特別支援学校に在籍するという、分離教育の制度がとられていた。市町村の教育委員会が特別の事情があると認める場合のみ、「認定就学者」(旧学教法施行令5二)として小学校又は中学校に就学することができるという仕組みがとられていたのである。

(2)動機

日本において条約を批准する場合、その主要な理念であるインクルージョン等は、国内法の法原理になる。したがって、日本においてインクルーシブ教育を実現するために、どのような制度的仕組みを構築すべきか検討を行う必要性があると考え、本研究に取り組んだ。

報告者は、平成21年度若手研究B『障害者教育法における「合理的配慮」義務の射程』(研究代表者)、平成22年度基盤研究A『自律論・差別論・正義論を基盤とした障害者法学の構築』(研究分担者)においても、障害児教育法制の検討を進めてきた。障害児教育法の論点は多岐にわたるが、本研究においては、特にインクルージョンに焦点をおくこととした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、アメリカ法との比較研究により、日本の障害児教育法制の中に「インクルージョン」、「適切性」、「合理的配慮」の理念を導入するための示唆を得ることである。

アメリカ合衆国においては、障害児の約50%が通常学級に在籍しているが、障害者基本法(Individuals with Disabilities Education Act:以下IDEA)においては、インクルージョン等の文言は明記されていない。IDEAはインクルージョンではなく、「最も制限のない環境(Least Restrictive Environment:以下LRE)の原則」を用いることで、インクルーシブ教育を進めてきた。当初の研究目的は、アメリカ合衆国において、LREの原則がとられてきた理由、またインクルーシブ教育を推進するに際して、この原則がどのように機能してきたのかということ、明らかにして、日本法への示唆を得ることであった。

研究を遂行する過程で、日本においては、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定、障害者基本法、学校教育法施行令の改正が行われた。これらの流れを経て、インク

ルーシブ教育の理念は、日本の障害児教育法制の法原理になったと考えられるが、それを行使する共生・包容と教育の質・適切性の保障等をめぐっては、混沌とした状況が続いている。

たとえば、2013年に学校教育法施行令が改正され、上記の認定就学者制度が廃止され、新たに認定特別支援学校就学者制度が導入され、法の仕組みの上では、日本の障害児教育法制においてもインクルージョンの理念が導入されることになった。しかしながら、文科省は「インクルーシブ教育」を制度に反映するにあたって、既存の制度を前提とした日本特有の意味づけを行っており、共生・包容の目的が後退する恐れのある仕組みを想定していると考えられる。

したがって、本研究においては、最終的に、アメリカ合衆国の障害児教育法制におけるインクルーシブ教育のあり方を素材として、文科省が示す「インクルーシブ教育」の特殊性を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

アメリカ合衆国の障害児教育法制、日本の障害児教育法制におけるインクルーシブ教育・合理的配慮のあり方を示した上で、両者の比較分析を行い、日本法への示唆を得た。具体的には、下記の項目について検討を行った。

(1)アメリカ合衆国の障害児教育法制

障害児教育法制の沿革を調査する。アメリカ合衆国の障害児教育法制においては、IDEAとリハビリテーション法504条が根拠法となっており、これらの制定過程、実施状況、訴訟における両者の関係について検討を行った。

IDEAのLREの原則について検討を行う。IDEAには、「無償かつ適切な教育」等主要な原則が複数存在するが、インクルーシブ教育に直接かかわるのは、LREの原則である。IDEAにおいて、インクルージョン等の文言ではなく、LREの原則が用いられた理由、LREの原則をめぐる裁判例について検討を行い、アメリカ合衆国におけるインクルージョンの法制度上の限界について検討を行った。

(2)日本の障害児教育法制

障害児教育法制の変遷について検討を行った。特に、認定就学者制度から特別認定就学者制度への変更が行われた、2013年の学校教育法施行令の改正に焦点をおいて検討した。

インクルーシブ教育についての、障害者差別解消法と文科省の見解について比較検討を行った。文科省の見解の特殊性について検討した。

4. 研究成果

実現されていくべき現行法規範の中には、原理のレベルと制度的仕組みのレベルが存

在するとされる。法原理は単なる理念や思想的概念ではなく、現行法制にあるべき基本的考え方をはっきりさせるもので、それが確認されれば以後にできるだけ制度化されていくべき規範的要請・義務付けがなされることになる。2013年の障害者権利条約批准、障害者差別解消法の成立、学校教育法施行令改正等を経て、インクルーシブ教育の理念は、障害児教育法制において法原理となったと考えられる。したがって、制度的仕組みを構築するうえで、法原理たるインクルーシブ教育の拘束を受けることになるのであるが、中教審の「報告」は、インクルーシブ教育を構成する共生・包容の原理の実現を積極的に行わない傾向があり、インクルーシブ教育を本来のものとは異なる理念として捉えようとしていることが明らかになった。また、合理的配慮の理念についても、「人」ではなく「場」を基準として判断を行うなど本来とは異なる解釈を示しており、合理的配慮に伴う過度な負担の概念については十分な検討を行っていないことが明らかになった。

これに対して、アメリカ合衆国のEAHCA/IDEAの立法者は、インクルーシブ教育を目的としながらも、障害の程度によっては共生・包容が不可能なケースがあることから、あえてインクルージョン等の文言を用いずに、LREの原則によって最大限可能な限り、通常学級において適切な公教育を保障するという仕組みを設けた。合理的配慮についても、過度な負担を理由として、適切な教育の保障に制限を課すことをさけるために、明文化していない。インクルージョンや合理的配慮の言葉を慎重に解釈し、法規上適用しなかったのは、共生・包容と教育の質・適切性を共に保障するというインクルーシブ教育の理念を、実質的に実現することを目的としたからだと考えられる。

教育を受ける権利のとらえ方が日本法とアメリカ法との間で異なること、アメリカ合衆国においてIDEAが制定された時点と日本においてインクルーシブ教育の理念が導入された時点とを比べた場合、前者においては特別支援学校に該当する施設が整備されていなかったが、後者においては特別支援学校が高度に整備されていた等、事実上の背景も異なることからすれば、IDEAに関わるアメリカの経験から得られる示唆は限定されるのかもしれない。しかしながら、合理的配慮とインクルーシブ教育については、少なくとも次のような示唆が得られると考えられる。

IDEAが、教育原理がそもそも差別概念になじまないということ(個々人が必要とする適切な教育の質は、等しくなり得ないという理由に基づく)、および適切な教育の保障に過度な負担による制限が課されてはならないという理由から、合理的配慮の理念を用いなかったことは、障害児教育法制に合理的配慮の射程が及ばない場合があるということを示している。

日本の障害児教育法制は、学習権、発達権保障の観点から、教育の質・適切性を重視しているが、特に発達権の保障を前提に考えるのであれば、適切な教育の保障に制限を課することに慎重でなければならない。中教審「報告」のように、発達権保障を前提として教育の質・適切性を強く重視するのであればなおのこと、その限界を示す過度の負担の原理を伴う合理的配慮の射程について慎重に検討する必要があるのではなからうか。また、インクルーシブ教育を法原理として捉えるのであれば、LREの原則のように、共生・包容の実現を図る原理を法制化していくことも今後の重要な課題であるということが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

今川奈緒『家庭学校に入所した児童が他の児童より性的暴行を受けたことにつき、家庭学校及び北海道に対してなされた損害賠償負請求が棄却された事例について』賃金と社会保障、2015年7~8月公刊予定、査読無

今川奈緒『障害児教育における合理的配慮の射程』社会保障法、30号、28-41、2015、査読無

今川奈緒『公職選挙法11条1項1号の違憲性と成年被後見人選挙権確認訴訟』賃金と社会保障、1599巻、48-55、2013、査読無

今川奈緒『違法な指導指示に基づく生活保護廃止処分の違法性と国家賠償請求の可否』賃金と社会保障、1577,1578合併号、76-83、2013、査読無

今川奈緒『点字ブロックの不存在と駅ホームの設置管理の瑕疵』別冊ジュリスト(行政判例百選 [第6版])、211号、506-507、2012、査読無

[学会発表](計2件)

今川奈緒、『障害児教育における合理的配慮の射程』、日本社会保障法学会・第65回春季大会のシンポジウム「転換期にある障害者法制の課題と展望」、2014.5.24、大阪大学(大阪府・豊中市)

今川奈緒、『障害児への適切な教育の保障について』、公開シンポジウム「教育と障害者差別禁止法」、2012.10.8、東京大学(東京都・文京区)

[図書](計3件)

荒牧重人=小川正人=窪田真二=西原博史編著、日本評論社、『基本法コンメンタール教

育関係法』、2015 公刊予定、(学校教育法 78
~ 82 条を執筆。)

菊池馨実=中川純=川島聡編著、成文堂、『障
害法』、2015、pp166-184、(第 8 章障害と教
育法を織原保尚氏と共同執筆。)

大浜啓吉編、早稲田大学出版部、『自治体
訴訟』、2013、pp251-268

〔その他〕
ホームページ等

<http://info.ibaraki.ac.jp/Profiles/25/0002477/profile.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今川 奈緒 (IMAGAWA NAO)
茨城大学・人文学部・准教授
研究者番号：60509785

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し